

第二十八回国会 参議院大蔵委員会會議録第十八号

昭和三十三年三月二十四日(月曜日)午後二時十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 西川 甚五郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
岡崎 眞一君
左藤 義雄君
堀見 俊二君
土田 太郎君
廣瀬 久忠君
山本 米治君
大矢 正君
栗山 良夫君
小林 孝平君
杉山 昌作君

政府委員

大蔵政務次官 白井 勇君
大蔵省主計局長 佐藤 一郎君
大蔵省主計局法規課長 小倉 孝次君
食糧庁長官 小倉 武一君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計

第五部

大蔵委員会會議録第十八号

昭和三十三年三月二十四日【参議院】

からする繰入金に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河野謙三君) これより委員會を開きます。

まず、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案

以上兩案を一括議題として大蔵當局より内容の説明を聴取します。

○政府委員(小倉孝次君) 食糧特別会計の二法案につきまして御説

明いたしたいと思います。

まず第一に、食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案につきまして申し上げます。

食糧管理特別会計の運営の健全化をはかるための措置といたしまして、この法案による資金の設置及び別途御審議願っておりますところの食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案による勘定区分等と両々相俟つて一体をなすものでございまして、昭和三十三年度におきまして早急にとり得る措置といたしまして、とりあえずこの会計に資金を設けることにいたしたいと思ひわけでございます。すなわちこの会計に行きまして損失見合いで食糧証券を発行して泳ぐといふことは、この会計の運営を不健全化することになりますので、この会計自体に運転資金を保有せしめることが適當であると考へましたので、この資金に充てるために今回一

般会計からの繰入金をするにいたしました。で、この会計の運営の健全化に資しようとするものでございまして、なお、資金は先ほど申しました食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案によるところの調整資金に承継することにしたしております。その他損失の処理の規定は、いわば経理上の当然の取扱を規定した次第でございまして、それから次に、食糧管理特別会計法の一部改正法案につきまして補足して御説明いたします。

この会計の予算規模は歳入歳出およそ八千億をこえるものでございまして、が、経理の対象といたしましては、米麦だけでなく、農産物等それから飼料その他種々の品目がございまして、経理は複雑をきわめております。これらにつきまして事業部門別の損益が一見いたしまして明確にされるということが望ましいわけでございます。従いましては、いわゆる食糧の赤字が発生し、その補てんが問題になるたびごとに、損失発生の原因が経理方式に依り當然に把握し得るところの制度の欠如が従来からも非難されておったわけでございますので、このような現状にかんがみまして、この会計の経理を明確化する方途を制度的に確立いたしまして、損益処理の適正を期するための処置を講ずるために、この法律案を提出した次第でございます。

その要点を申し上げますと、第一は、この会計に勘定区分を設けることといたしている点であります。提案理由において申し上げました通り、勘定

区分といたしましては六勘定が設けられることになりました。

まず、いわば事業勘定といたしまして、国内米、国内麦、輸入食糧及び農産物等の諸勘定に区分いたしております。前述の諸勘定は農産物等とこれ以外の勘定との二つの類型に区分することができると考へます。その理由は、農産物等が農産物等の価格の正常な水準における支持を目的といたしまして、法的根拠といたしましては、農産物価格安定法に基き運営されるのでございまして、これに對しまして、国内米、国内麦及び輸入食糧の諸勘定は、食糧管理法に基いて行われる主要食糧の管理事業であることによるのであります。さらに食糧管理にかゝる勘定の中におきまして、国内米、国内麦、輸入食糧は、それぞれ直接統制を受ける食糧、それから間接統制を受ける食糧及びこれらを食糧政策上補完するとともに、国内産主要食糧と異なりまして海外の経済事情その他経済原則がそのまゝ反映する輸入食糧たる性格との差異に基きまして、経理にも勘定区分が設けられてゐることでございます。

これらの事業勘定に對しまして、業務勘定とそれから調整勘定がまた別途設けられておるわけでございます。

まず、業務勘定はこの会計の事務取扱及び施設運営に關するものを行ふことといたしております。これはこの会計の業務の実態から見ますと、事務人件費、施設運営等一般的な管理費用といふものを各勘定で分割して経理するといふことが実情に即しないと考えられるからであります。

次に、調整勘定でございますが、これは先ほど御説明申し上げました三十三年度から設けられましたところの調整資金といふものをこの勘定に属せしめまして、この会計の所要資金を證券の発行等の方法によりまして一括して調達いたしまして、他の勘定にその必要とする財源を供給するのであります。が、なお、重要な機能といたしましては、国内米、国内麦及び輸入食糧の三勘定において生じましたところの損益計算上の利益あるいは損失をこの勘定に集中整理するといふことにいたしております。つまりこれら三勘定は、先に申しました通りの理由によりまして、一応区分されておりますが、いずれも食糧管理としての態様を異にするものでは、管理の態様としては違ひますが、食糧管理法に基く主要食糧の管理という点では共通の性格を持ち、相互に關連するものでありますので、このような経理をすることにした次第でございます。

第二は勘定区分が設けられますことに伴ひまして、これらの勘定におきまして、この利益あるいは損失の処理の方法を異にする点でございます。すなわち国内米、国内麦及び輸入食糧の三勘定の損益につきましては、ただいま申し上げましたように調整勘定に集中して整理されるということになるわけでありまして、その場合におきまして、経理上の取扱ひといたしまして、損失がございまして場合には調整資金を減額して整理することができ、また利益がございました場合には調整資金を増額して整理することができ得ることといた

しております。これに反しまして、農産物等の勘定の損益につきましては、先ほど申し上げました各勘定の損益処理とは全く分離いたしまして、その勘定の利益または損失につきましては、それぞれ当該勘定の独自の積立金とし、または当該積立金の取りくずしをいたします。あるいは一般会計から直接にこの勘定に損失を補てんする、こういうことができるようにしてあるわけでございます。

これらのほかに、これらの事項に関連いたしまして、所要の規定の整備をはかつていくわけでありまして、二法案いずれもこの会計の運営の健全化、経理を明確化に資するための措置といたしまして提案している次第でございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長(河野謙三君) これより両法案に対する質疑を行います。御意見のおありの方は、順次、御発言願います。なお、政府よりはたゞい説明なされました小倉説明員のほか農林省から小倉食糧庁長官が出席せられております。

○小林孝平君 大蔵省からだれが来ておられますか。

○委員長(河野謙三君) 小倉法規課長が見えております。

○小林孝平君 政府委員は来ないのでしたか。

○委員長(河野謙三君) ちょっとほかの委員会の都合でいまだに見えておりませんけれども。

○委員長(河野謙三君) これからおつつけ見える予定になっております。

○小林孝平君 来なければその質問はできないのじゃないのですか。政府委

員が来なければ質問をせいたつてできないじゃないですか。

○委員長(河野謙三君) ただいま申しましたようにおつつけ政府委員がお見えになることになっておりますが、もし食糧の長官に対する御質問等がございましたら、順序を差し替えて、そちらの方からお願ひいたしたいと思ひます。

○小林孝平君 私は食糧長官にもお尋ねしたいけれども、大蔵省の方にもお尋ねしたいのです。それは関連してお尋ねして、小倉長官に質問することは同時に大蔵省からも答弁してもらわなければならぬ。大体委員長に申し上げて、この質問を水曜日にすることにしたい。ただいま申し上げておつたけれども、きょうやるおつちやつたから、ただいま議連の理事会開会中でありまして、特別にこちらにやつてきたのであります。ところがこの状態ではこれはおかしいと思ひます。先般もこの政府委員の問題については、議連において官房長官から説明がありまして、政府委員自身についていろいろ疑義があるのです、われわれは、しかしまあそれはそれとして、政務次官も、大臣もいることだから来たかどうかですか。大臣はどこへ行つてゐるんですか。

○委員長(河野謙三君) 小林さんに申し上げますが、委員長は行き届きでまことに御迷惑をかけて申しわけございませぬが、先ほど申しましたように、大蔵省の政府委員はおつつけ見えになる予定でありますから、暫時お待ちいたしまして、他の委員の方で、食糧庁長官なりまたは小倉法規課長に御質問になる方は、一つ差し替つてやつていただきたい、こう思ひます。

○小林孝平君 今、その大蔵省の何課長だか存じませんが、質問をせよとおつちやいます。先般大蔵省は、政府委員の任命について、主計局の三課長をせびしてくれ、こういう要求がありました。任命することに同意を与えらるかどうかというのを非常に論議をしたのです。その際に、官房長官が言われるには、政府委員にならなければ責任ある答弁ができません、こうおつちやつたのです。説明員というのはほんとに補足させる説明をするのだから、こういう説明だつたのです。

○委員長(河野謙三君) 御発言中ですが、私もちょっと失言いたしました。法規課長は政府委員になつておられますから、この点私先ほどの説明員と申し上げましたのは訂正いたします。先ほど小林委員に御了解を求めたのですが、もし局長、次官が見える前に、今のお二人の政府委員で御質疑を願ひたいと思ひます。

○小林孝平君 先ほど申し上げましたように、私は水曜日にぜひお願いしたい、こう言つておつたのですが、あなたがきょうやれ、審議をやる、こうおつちやつたので、まかりこした次第でございますから、きょう若干やりまして、追つて詳しくは水曜日にやることにしまして、まあやりますよう。

○政府委員(小倉武二君) さきでござい

○小林孝平君 これはつまらないことのように思ふが、日本の一般の慣習では、横書の場合は左からちゃんと読むのが普通です。これは非常に見にくくて、あなた方はわれわれになるべくわからないようなものを出そうというつもりでやられたかどうか知りませんが、非常に見にくいのですから、こういうことは今後おやめになつた方がい

○政府委員(小倉武二君) 本年産米価格を昨年より特に下げるといふような必ずしも前提を置いて計算をいたしたわけではございません。三十三年産米の価格につきましては、これはもちろん予算は予算だからどうでもいいというわけではございませんけれども、従来の例によりまして、米価審議会の御諮問の答申を得まして、そのときの諸情勢をいろいろ勘案して正式に米価をきめることに相なりますから、必ずしも予算米価がそのまま実行されるとは限らぬわけでございます。それにいたしまして、昨年度と比べてなぜ変つておるか、あるいは下つておるかとお申しますと、一つは計算のやり方を若干変えておるのでございます。もつとも、この計算のやり方によつて金額が

最初、食糧長官に米価の問題をお尋ねをいたします。今年の予算米価は一万二百円になっておる。昨年の最終決定——三十二年の最終決定は、一万三百二十二円五十銭になっておりまして、これは著しく昨年の米価より低いのですが、今年は昨年度より米価を下げるつもりかどうか、そういうつもりでございり予算米価を出されたのですか。

○小林孝平君 これはつまらないこと

○政府委員(小倉武二君) 本年産米価格を昨年より特に下げるといふような必ずしも前提を置いて計算をいたしたわけではございません。三十三年産米の価格につきましては、これはもちろん予算は予算だからどうでもいいというわけではございませんけれども、従来の例によりまして、米価審議会の御諮問の答申を得まして、そのときの諸情勢をいろいろ勘案して正式に米価をきめることに相なりますから、必ずしも予算米価がそのまま実行されるとは限らぬわけでございます。それにいたしまして、昨年度と比べてなぜ変つておるか、あるいは下つておるかとお申しますと、一つは計算のやり方を若干変えておるのでございます。もつとも、この計算のやり方によつて金額が

それ大きな変動を受けるわけではありませぬ。昨年の産米の価格は、基準年度を二十九年から三十一年の三カ年をとつたわけでありまして、最近の情勢から言へば、むしろ三十一年だけをとつた方がよろしいといふことで、基準年度を三十一年のみにいたしてあります。それが一つでありますし、もう一つは、ただいまお話の、一万三百二十二円五十銭の中には、申し込み加算金——予約奨励のための百円が入つておるわけでありまして、一万二百円の予算米価にはそれが入つておりません。それから軟質米、硬質米の歩どまりにつきましては、昨年の決定米価には三十五円だけ平均米価にプラスいたしまして決定をなされておるわけでありまして、軟質米、硬質米の格差を平均米価にプラスするといふことは、これは適當でないという判断をもちまして、これは加算をしていないと、そういった理由から、一万二百円といふことで、昨年の決定米価よりは多少下回つておる、こういうことに相なつておるのであります。

○小林孝平君 これは多少とおつちやるけれども、相当下つておる。特に予約申し込み加算金の百円が今御説明のように入つていないといふのは、これはどういふ理由で入っていないのか。それから、三十五円の軟質米、硬質米の問題も、これは適當でないとおつちやるけれども、それはあなたがそうお考えになるだけであつて、どういふ根拠でそれが賛成したのか。

○政府委員(小倉武二君) 申し込み加算金の百円につきましては、これはもとも奨励的なものでありまして、予約奨励金とも別には呼んでおるわけ

ありますが、予約制度が始まって以来三カ年すでに経過いたしております。その関係もございまして、所期以上と言つていくらの成果をおさめておると言つてよいと思ひます。従つて、予約制度というものは大体地について、奨励的な加算金というものはこの際よしといふのではないかと、このように考え方で予算米価をはじておるのであります。

それから、軟質米、硬質米の格差は、だれが賛成した、こうしたということではもちろんございせんですけれども、平均米価を出して、歩どまりがいいものはそれにプラスをし、歩どまりの悪いものはそれから引くということは理の当然であるというだけの話でありまして、今後三十三年度米の価格を決定する際に、なお、いろいろ御意見もございましてと思ひます。その際に、申し込み加算金、あるいは歩どまり加算、あるいはその他もあるかと思ひますが、最終的に決定をする、このように考えでおるのであります。

○小林孝平君 この昨年の一萬三千二百二十四の中には加算金の百円が入つておる。そこで、昨年もこの予算米価のときに入つていなかったのではないかとおもうのです。それが入つていないというところが不当である、また不適当であるといふことで、その後百円が入れられることになつて、これはもう検討済みなんです。それで、昨年と今年は何ら情勢に変化がないのです。それだといふのに、一方面的に、予約売り渡し制度が地についたから入れないといふことは、おかしいと思ひます。しかも、この予約売り渡し制度

が地についたとかどうとかおっしゃるけれども、これは地についた理由は、この百円という加算金があったから地についたのです。そういう苦勞をさしておいて、うまくいったから今度はやめるというのは、理屈に合わないと思ひます。この根拠は一体どこにあるのですか、そのやめるといふ根拠は。

○政府委員(小倉武一君) お話のように昨年一萬円の予算米価の中に百円の中込加算金が入つておりません。では、私どもといたしましては本年ほどはございせんが、昨年の段階においても、奨励的な措置は必要ではないかといふたような意味合いを含めまして予算米価には入れてなかつたのですが、その後いろいろの御意見に從ひまして、最終の決定にはそれを入れて額をきめたということになつております。今年さらにそういうことを再び繰り返すような趣意をあらわすのはなぜかといふようなお尋ねでございしますけれども、先ほど申しましたように、奨励的措置といふことでありますから、昨年度ですら予算米価ではさうな措置をとつたのであります。さらにもうすで三年を経ているといふた事情を考慮いたしまして、予算上は加算をしないといふことで計算をした、その以外に特に特別の理由はございせん。

○小林孝平君 昨年ですら予算米価に入れたのですから今年に入れない、こゝろおっしゃるけれども、昨年予算米価に入れないといふことも、そもも何ら根拠がない。ともかく食糧の赤字を少なくしたいといふので入れなかつただけの話で、何ら根拠がない。その根拠がないといふことを国会において

指摘し、あるいは米価審議会において指摘されて、その結果政府もさうだと思つて入れたのです。それが本年になつて、その後何ら事情が變つてないのですから、これはやはり初めから入れておくべきが当然で、まあ間違つて入れてなければ、これは今後当然入れるものであるとこゝろいふに解釈していいわけですか。

○政府委員(小倉武一君) 当然入れるというわけではございせん。今後いろいろ米価決定までなお半年近く、半年もございせんが、この六月ごろ決定をすることに相なろうと思ひますが、その際、あるいはまたそれまでの間、各方面の御意見を尊重してきめるつもりでございします。

○小林孝平君 各方面の御意見を尊重するといふけれども、昨年だつて、国会、それから米価審議会においてこれは当然つけなければならぬといふ圧倒的意見があつて、さうしてつくつたのであります。これは本年だつて同じわけなんです。だからこれをそもそも落したといふことは、さういふいろいろな各方面の意見を初めから無視したといふことなんです。それから今はないけれども、これはもう答弁は必要としませんが、今までの私のお尋ねいたしました経過から考えれば、百円というものは当然これはつけなければならぬといふことになると思ひ解しておきます。

○政府委員(小倉武一君) 予算上の問題だと思ひますが、一萬二百円ということでは、一萬二千円の中には積算の上では早場の時期の格差は百七十六円あります。ただしこれは早場として百七十六円を三十三年度米に出すのだと、こゝろいふ意味ではございせん。

○小林孝平君 出すといふ意味ではないけれども、実際どのくらい出す予定なんですか。

○政府委員(小倉武一君) まだ早場につきまして時期をどういふ区分をし、どれくらい金額を出すといふことについてはいまだ決めておりません。結局まあ奨励金といふ名前をつけたり、格差といふ名前はつけますけれども、米価の一部には違ひないといふふうにむしろ最近理解されておりますので、さういふ理解に立てば、米価の中には当然織り込むべきであるといふ意味で、三十一年度の実績をとりまして、これを加算しておるわけではございせん。

○小林孝平君 出すといふ意味ではないけれども、実際どのくらい出す予定なんですか。

○政府委員(小倉武一君) まだ早場につきまして時期をどういふ区分をし、どれくらい金額を出すといふことについてはいまだ決めておりません。結局まあ奨励金といふ名前をつけたり、格差といふ名前はつけますけれども、米価の一部には違ひないといふふうにむしろ最近理解されておりますので、さういふ理解に立てば、米価の中には当然織り込むべきであるといふ意味で、三十一年度の実績をとりまして、これを加算しておるわけではございせん。

○小林孝平君 今の食糧庁長官の御答弁非常に重要だと思ひます。この早場奨励金を出すか出さないかといふことはまだ未定だといふことですね。今、われわれ当然この早場米の金額の高をこれから論じようと思つておつたところが、今のお話では早場米として出すか出さぬかわからぬ、計算上は入つておるけれども、それはどうなるかわからぬといふふうに言つておられるけれども、言つておられるのだが、さういふふうに解釈していいですか。

○政府委員(小倉武一君) 突き進めれば、論理的に割り切つてしまつてさういふことですが、しかし今年から早場を全廃するといふところまでは考慮しておりません。まだある程度出すのが適当であらうと思つております。ただ從來のようになつてしまつた、なほ検討の余地がある。額にいたしましては、時期の区切り方にいたしましては、なほ検討の余地がありまして、さういふ点についてはなほ具体案を得ていない、こゝろいふことであります。

○小林孝平君 これは今の御答弁で非常に二つの重要な問題があると思ひます。早場米といふものはもう食糧の需給上からあまり従来ほど重要でないから、これを減額するかもわからぬといふことと、その金額の問題ですが、

これは長官も御存じのように、早場米奨励金というものができた理由は、需給上早場米が、早期供出を必要とする、早場米を必要とするということから早場米奨励金ができたのではない。

これはこの委員会でも何人も当初繰返し繰返し論議されて、早場米奨励金の創設された理由というものについては、これは単作地帯の農家の経営が非常に困難であるから、これを援助するという意味で出されたものであるというところは、しばしば政府も確認しておるのです。従って今おっしゃるように二、三年の需給状況から考えてこの重要性は低くなったからやめようというところは全くこれは当たらないのです。

そこでこれは農林大臣はおられませんか、委員、私は委員長にちよつとお尋ねしますが、今の食糧庁長官の御答弁非常に重要だが、こういうことをこのまま聞き流しておいていかどうか、もつとはつきりと大臣から答弁を願う必要があるのではないかと思ふのです。委員長どういふふうにお考えになりますか。

○委員長(河野三三) お答えいたします。小林さんの御意見、また食糧庁長官の答弁、それぞれ基本的に食い違つた点もあるように拝聴いたしました。しかしこれはいづれも一つの意見でありまして、これを委員長に調整せよという意味ではないでしょうけれども、この措置を委員長にとれということとは委員長の権限ではないと、かように思ひます。

○小林孝平君 そんなことを言っているのじゃないですよ。あなたはそこにすわつておられて、こういう重要な問題は、これは所管の大臣が出てはつき

りした答弁を求める必要があると私は思ふけれども、あなたはどう思ふかと尋ねてゐるのです。

○委員長(河野三三) 私は今の食糧庁長官の答弁を別に不適當なものとも思ひませんし、従つて食糧庁長官の答弁は答弁として十分これはわれわれ委員としてすなおに聞いて差しつかえない。(笑聲)従つて今の答弁に關する限りにおきまして、さらに大臣なり政務次官の出席を求めるといふことは私は必要がない、かように思ひます。

○小林孝平君 これはあなたは委員長になられたからそういうことを言われるかも知れぬが、あなたがかりに委員なら、そういうことは済まぬと思ふ。従つてあなたがどうおっしゃるが、次にはちゃんと、農林大臣がおられなければ代理大臣がおられるだろうから出て、答弁を求めたいと思ひますから、その手続をして下さい。

○委員長(河野三三) 小林君に重ねて申し上げますが、私は、小林委員が大臣の出席なり政務次官の出席を希望されることについて、何らこれを拒む権限もないし拒もうとも思ひません。どうぞ小林君の自由な発言において、委員会において発言もし、また要求もされたいらけつこうだ、かように思ひます。

○小林孝平君 そこで、三十二年度の米価の一万三千二百五十五円の中に早場米奨励金として幾ら、實際手取りは幾らであつたのですか。

○政府委員(小倉武一君) 正式に決定米価の見積りのときには百八十三円といふのが早場米の見込みでございまして。

○小林孝平君 そうしますと、昨年は早場米の見積りは百八十三円、そうして實際の手取りは二百四十、二十七円の開きがあるのです。従つて今年の見積りも百七十六円と、こう見ておられますけれども、これは實際は常識上もつとふえるだろうと思ひます。そういうことになりまして、一体どういふことになるかといふと、今回の一万二千円の米価の中には、まず百円の予約奨励金が落ちておる、それから三十三数円の軟質米、硬質米の格差が落ちておる。それからさらに早場米奨励金百七十六円と見積つたのが、さらに三十三円前後の手取りが多くなるとすれば、この予算米価といふものは非常に変わってくるのです。

そこで私がお尋ねしたいのは、政府の見込みでは、今回の調整勘定を作るに當つて、三十二年度の予算は四十数億を予定されておると思ひます。これは非常に大きく変わつてくるのではないかと、こういうふうにお尋ねしたい。そこで大蔵省にお尋ねしますが、この調整勘定百五十億を予定したときの赤字は、四十数億といふことでやられておると思ひますが、米麦だけに限つて、これはあなたにちよつとお尋ねしますが、この赤字はどれだけと考へていますか。

○政府委員(小倉武一君) 三十三年度は一億四千三百億と見込んでおります。○小林孝平君 そうすると、百五十億の調整勘定のうち四十三億、こう見ておつたのが、今のうちに予算米価にお

いて非常に見積りが狂つてくる、こうなれば、この赤字は非常にふえるわけですが、もう、今ちよつと上げただけでもふえます。今、食糧庁長官は私のあれについて、百円についても今後さらに御意見を伺つてやる、それから軟質米、硬質米についても、またいろいろ御意見もあるけれども、今後いろいろ研究する。早場米奨励金については、食糧庁長官いろいろ言われたけれども、これは全部出さなければならぬ建前になつてゐるのですから、そうすればあなたの、百五十億の調整勘定を作つた根拠は全然狂つてきてゐるわけ

です。これは一体どうなるか、大蔵省はそういう予算米価以外のものは全然認めないといふ考え方に立つてこの法案を提案されておるのですか。

○政府委員(小倉武一君) お答えいたします。百五十億の調整資金を三十二年度に作るわけでございますが、これは運転資金でございます。そのうち九十六億が三十二年度の損失と一応予定しておりました。これは資金を減額して整理するといふ予定でございます。それから三十三年度の損失は、先ほど予算米価の問題につきましていろいろ質疑応答があつたわけでございますが、その米価そのものにつきますのは、米価審議会等の意見も十分伺ひまして、きめるということになると思ひます。が、現在の予算米価から申しまして、一億四千三百億の赤字が出るのではないかと、こう考へております。

ただ、これは三十三年の産米の数量とかその他各種の不安定な要素がございまして、輸入食糧の価格あるいは数量、運賃といふようないろいろな要素がございまして、それが確定いたしました

せんと、正確な損失の額といふものが見込めないわけでございます。で、一億四十三億といふものを見込んでおりましたが、これがいろいろな、ただいま申しました不安定要素等によつていろいろ動いてくるわけでございますが、その間、三十二年度の赤字を減額整理した残りの部分といふものは、運転資金として発動する、こういうことになるわけでございます。

○小林孝平君 あなたはその法律を立案されたあれで、法律のあれはおわかりかもしれぬけれども、この實際の内容をよくおわかりにならぬのじゃないかな。百五十億の運転資金のうち、あなたのおっしゃつたように三十二年度の損が九十六億、そうすると、三十三年度の残といふのは、引いた五十四億しか残つていないのです。そのうちすでに今あなたが言つたように四十三億の赤字が予定されてゐる。さらにいろいろ不確定の要素と言われるけれども、そういうものを総合して、あなたの方がこの百五十億を出された、さらにそのうちほぼ確定したと思はれるようなものが数十億の損となつて出てくるのです。だからこの百五十億では全然もうやれない。その場合はどうするかと、こういうことになるのです。それをお尋ねしているのですが、この点については、先ほど申し上げたように、責任ある政府委員が来ておられませんから、私は水曜日に留保して質問したいと思ひます。

○委員長(河野三三) 小林委員に申し上げますが、責任ある政府委員が見えていないといふことでありますが、主計局の次長も今見えておられますから、なお政務次官はちよつと今退席されました

けれども、後ほどすぐ見えますからお含みお願います。

○小林孝平君 それならその答弁をして下さい。

○政府委員(佐藤一郎君) どうもおそくなりまして。

ただいまの問題は、主計局といたしましては食糧庁ともよく相談いたしまして、非常に本年のごとき場合におきまして、ふん変動すべき要素が多かった。ほんとうに的確に幾らというのとはなかなか計算のしにくい要素が多うございます。そういう関係で、われわれといたしましては食糧庁の意見を中心にいたしまして、まあ四十三億あるいは九十億というものを一応のめどにすれば十分であろうという考え方で、これを組んだわけでございます。

○小林孝平君 それは先ほどから、ある一面的な前提でやっておられるからそういうことになったのであります。が、今申し上げたように、常識的に考えてもさらに数十億の赤字になることは明らかなのです。従って根本が、もうすでに調整資金の百五十億を設定した根拠が全然間違っておるということをお私に言っておるのです。一体それはその場合はどうするのです。もしこれで足りないときはどうするのです。その具体的な処理の仕方をお尋ねしたい。

○政府委員(佐藤一郎君) 予算米価にいわゆる申込加算金もしくは時期別価格差というものを加算しなかつたかという点につきましては一応の御説明はすでに申し上げてあると思ひますが、これは毎年のことでもございしますが、米価審議会においてももちろん具体的に決定されることでありますけれども、もういわれる予約制度もすでに十分行われておるとか、いろんな観点から、やはりあらためて検討すべきものは検討するという方針のもとにこれを除いたわけでございます。一方においても赤字の減少する要素も相当ございますが、万が一赤字が前たちで考へておられる以上にふえたときはどうするかという御質問に對しましては、もちろんそれに相当の措置をいたさなければなりません。ただいまのところではこういう見込みであると、こういうわけでございます。もし真実に赤字がふえるという点になりましたらば、その赤字の措置についてまた別に考へなければならぬと思つております。

○小林孝平君 ただいまのところはおっしゃつたけれども、ただいまのところでも、だれが考へても、あなた方は別ですけれども、常識的に考へても数十億のさらに損失がふえることは明らかなのです。だからどうするかと具体的に考へておられるのです。その明らかなことはわかつておられるのですから、それに対してはどうする、補正予算を組むのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) すでに御説明があつたと思ひますが、万が一これに不足をするというよりなことがございした場合には、もちろん場合によりましては単独法による赤字繰り入れの方法を講ずる必要がある場合もあるかと存じます。またその情勢に應じましてはこの運転資金を増額するという方法も考へなければならぬ、こゝろ考へておられます。

○小林孝平君 そうすると補正予算を組むのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは、もしもほんとうに赤字が出るということになりますれば、もちろん決算の確定を待つて、そして明年度以降の問題としてこれを取り上げることができると思ひます。

○小林孝平君 そういふことになるのですか、今までは、この赤字の処理については、決算の確定を待つて損失を填補したり、またはそうでないときは決算を待たないで見込みで当初予算または補正予算できめたわけなうでしようけれども、今度はこの調整資金ができたので、この赤字の処理の方針が変つたのではないですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 当初に御説明申し上げたと思ひますが、今御説明の趣旨は、これだけの会計でございますからして、いわゆる債券でもつてできるだけ泳ぐといふことで、負担を少しでも軽くしたいといふ気持ちから適当な機会をつかまえて、十分ではございませんが、運転資金を設定したわけでございます。この運転資金を設定いたしました関係で、もし利益がございしますればそれを積み立てて繰り入れて参る。それから、もしも損失が生じました場合には、この資本金を減額して整理して参るという方法は、経理上当然の措置として行われることになるわけでございます。しかしながら赤字の補てんを本来の目的としてやつたといふわけではございません。本来の赤字の補てんといふことになりますれば、この資本金をもつてまず補てんをいたしまして、どうしても足りないといふことになりますれば、単独法による繰り入れといふことも考へなければ

ならないことがまた起るかと思ひます。

○小林孝平君 先ほどお尋ねしましたように、この今の見込みでは、非常に百五十億の調整資金といふのは困難である、窮乏であるといふことは明らかなんです。そこでこの調整資金を設定しました趣旨からいっても、すみやかに赤字の処理をする必要があれば補正予算を組んでこれを処理するのが当然だと思ふ。そこで組むか組まぬかといふことをお尋ねしたいのだけれども、主計局の次長では御答弁ができません。しよから、これは水曜日に大蔵大臣に一つ御出席を願つて御答弁をいたしたいと思ふのです。というのは、これは非常に重要な問題であつて、今予算委員会でも審議しておる三十三年度の予算とも関連する問題なんです。

○小林孝平君 従つて私はどうしても大蔵大臣にはつきりした御答弁をいただきたいと、こゝろいふに思ひますので、委員長においてはそういうふうに取り計らつていただきたいと思ひます。

さらに今の調整資金の新たな設定に伴ひまして、今次長が説明されたように、この資金ができれば、なるだけこの資金の範囲内でやろうといふことに考へ方は大蔵省としては来るのではないかと。そしてこの資金の中で特別会計をまかないたい、まかなつてもらいたたいという気持ちが強く起つてくるのではないかと。こゝろいふことになれば、非常に食料特別会計の運用上窮乏になる、また円滑を欠くといふことになるのではないかと。思ひますが、そういう点はどうですか。

○委員長(河野三三君) 佐藤次長にちよつと申し上げますが、先ほどの小林委員の質問に對して、大臣の出席を待たなければ次長では答弁ができないだらうといふことでございしましたが、先ほどの質問に對して、大臣にかつてあなたが答弁できるならば一つ答弁をしていただきたい、こゝろ思ひます。

○小林孝平君 私はね、委員長、それはあなた誤解なんです。私は補正予算を組むかどうかといふことをお尋ねしているのですから、次長にできるはずがないのですから、大臣からお尋ねしたいのです。

○委員長(河野三三君) 小林君に申し上げますが、申し上げますけれども、もし大臣にかつてできるならばして見たらどうだ、こゝろいふことを言ひます。

○小林孝平君 できるならばつてそんなこと……、委員長、そんなことおわかりにならぬのは当りまえじゃないですか、補正予算で……、そんなことなら、今の三十三年度の予算委員会の審議をもう少し慎重にやらなければいかぬのです。

○委員長(河野三三君) 重ねて申し上げます。参考に御答弁を求めることは、もしそれが決定的なものでなくても、大臣とすでに打ち合せ済みのもので、次長がかつて参考にお答弁が願えれば、それを聞くことは私は決してむだなことじゃないと思ひますから、そういう意味合で、あなたが先ほど答弁ができませんと思つたけれども、こゝろいふことをつけ加えましたから申し上げるのです。あなたが答弁ができないといふことで断定的なことをおっしゃつたのなら、私は先ほどのようにことを申しません。あなたはできないであらうけれども、こゝろいふことをおっしゃつたから申し上げたのです。

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと私の説明が不十分でございまして、あるいは十分に御了解願えなかつたかと思ひますから御説明申し上げます。

先ほど申し上げましたように、万が一赤字が出るという場合に、なりまされば、もちろんこれをほうっておくわけには参りません。その場合におきましては単独法規を制定いたしまして、いわゆる繰り入れの法律でございまして、そうして決算の確定を待た上でそれだけの金額を一般会計から補てんするという道は、これは講じなければならぬと、こう思つておるのです。従いまして、もしその必要がかりに起ります場合におきましても、三十四年度以降の問題になるかと思ひでございまして、そういう意味で、一般会計が、万一会管会計に予定以上の赤字が出たときに処理をしないというのではございせんが、しかしそれは三十四年度以降に処理することが十分可能である、こういうことを実は申し上げたつもりでございまして。

それからただいまの御質問でございまして、もちろん米の価格は、生産者の価格にいたしまして、消費者の価格にいたしまして、それぞれの筋道の上に立つた一定の決定のルールというものがあつたわけでございまして。従いましてその原則のもとに米価審議会の審議を経まして決定をされる、こういうことになるわけであります。大蔵省が自分一人勝手に、ただ百五十億のワケ内にとどめようとしたとしても、もちろんそういうことは不可能なわけでありまして、一定の筋道を経て決定された場合に、その結果しかも赤字が出たということになりますれば、もち

ろん適當の処理をする、せざるを得ないわけにございまして。今回資金を設けたいとしたのは、運転資金を設けたいという観点からいたしたのでございまして、ぜひどうしても一定の金額の中に無理やりにこの赤字を押し込めて、こういうような特定の意図をもつてしたわけではございせん。もちろん、お断り申しておきますが、大蔵省といたしましては、食管の赤字がど

んどん巨額になつていくということについては大いに検討もし、経費の節約等についてもやつてもらいたい、こう考へておりますが、それはまた別の考へであります。

○杉山昌作君 今の小林委員の質問で、結局、今度この特別な資金を設けることによって、食管会計の赤字補てんの方針が變つたんじゃないか。従来は食管会計の決算をして幾らの赤字が出る、あるいは決算の見込みによつて幾らの赤字があるというところで一々補てんの方法を考へた。ところが今度は初めから百五十円をまかせちゃつて、それでその年々の赤字をその範囲内においてやつていくというふうなことになるので、赤字補てんのやり方を変えたのじゃないか。こういうふうに小林さんが聞かれたと僕は聞いたのです。それに対して次長は、そうじゃないので、この資金は運轉資金の供給を目当てとして、損益の方の問題でない、こうおっしゃるのです。この三条を見ると、この資金は明らかに食管会計の損益をこで収支するのだ、利益があればこちらへ持つてくる。損失があればなくさせるのだ。この資金を設けたのはなるほど途中の資金運轉のこともあつたでしょうが、根本はこの三条の損益

のしりをこでぬぐう。すなわち一般会計からの補てんをこれでやるのだというところに主眼がある。それはこの資金の法律だけじゃないに、今度の特別会計法の方を變えたところにも幾つかの勘定を設けて、そうした各勘定のしりには調整勘定へ持つてきて、調整勘定のしりにはこでしりをぬぐうのだということが書いてある。そうすると、今の次長のようなのは、これは運轉資金を供給するための資金ではなしに、むしろ逆に損益のしりをぬぐう資金なんだから、従つて小林委員のおっしゃつたように、従来のような補てんの方法というが、方針を變えて、頭から百五十円までは損をしたらだまつて一々そのと

き一般会計から繰り入れとか何とかいうことなしにどんどんやつていくのだ、こういうふうになると私は思ふのだが、もう一度そこを説明して下さい。

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつとこのところニュアンスが違ふと思つておられますが、この繰入金に関する法律をござらん願ひますと、まず第一条で資金の設置をうたつておるわけでござい

ます。その資金というものは、第二条で一般会計から繰り入れるのであるということを明確にいたしておるわけでありまして。いづれにいたしまして、この法律の原則、いいます、本條は、この第一条にあるわけでありまして、まず第一条でこで資金を設置する、こういうことをはつきりとうたつたつもりでございまして。しかし、こ

こに資金を設置いたしました以上、これはまあ經理の操作上、万一損益が出た場合にはこの資金を取りくずしてやることのできるという損益の処理の方法を、第三条において、いわば結果

というか、付帯的な気持でここに第三条を起して書いておるつもりでござい

ます。従いまして、元來はやはり資金を設置すること、そのことがわれわれのねらいである、こういうふうな気持でございまして。そうして、この第一条によりまして設置せられた資金は、食管特別会計法の改正法律によりまして、さらに三十三年度に勘定が分離せられるのを機会に、調整勘定にこの資金が移される。そうしていわゆる調整資金といふことになつて引き継がれていく、こういうふうな考へ方でござい

まして、考へ方の筋はいわゆる運轉資金を設けるといふ考へ方に立つておるわけでございまして。ただその結果として、こういう資金がござい

ますので、それから、もし損失が生じたときには、まずこの手近な資金から取りくずして参る、こういうことをこ

にうたつたつもりでございまして。

○杉山昌作君 それはただ同じことを表から重きを置いて見るか裏側の方に重きを置いて見るかですから、これはまあ見方の関係というが、言葉の問題です。これはよろこびますが、少くとも結果としては、この資金を取りくずすことによつて、一般会計からの損失補てんというものが行われるわけなんです。そこで従来の一々食管会計の欠損を見ては補てんをしてきたやうなやり方はやめちゃつて、そうしてこの資金を取りくずすことによつて自動的にいいか、食管会計の中に

というこだけには確実なんです。その意味においては、従来のような食管会計の損失補てんの方針といふ心がま

えを非常に楽なものにした、やり方を変えた、こういうふうな理解されるが、それでよろしいか。

○政府委員(佐藤一郎君) 非常に極端な表現をいたしました、かりに損失がなかつた場合でも、私にはこの運轉資金を別にそれゆえにどうしようという気持はございせん。まあこの損失の補てんを楽にするか、厳にするかというこでございまして、先ほどちよつと、厳にするのじゃないかというやうな気持の御質問もあつたと思ひますが、私たちは、これによつて楽にし、もしくは厳にするというやうな考へ方は持つておりません。いたずらに楽にするといふことは、もちろんわれわれとしては困るわけでござい

○小林孝平君 私は、今のこの調整資金の問題については、いろいろお尋ねしたいと思つたのですが、きょうは時間の関係でやらなかつたのですが、いずれにしても、この百五十億というのは、大抵一年分なんですね。赤字補てんの一年分しかないわけなんです。しかも、大蔵省はこれは赤字の補てんと言わないで、資金と言つてゐるのですから、その点がいかにおっしゃつても、どうもこれは計画性がないうるな気がします。また、計画性がないうるな気がなく、食料特別会計というものは非常に窮屈になつて、だんだんそれが生産者、消費者にしま寄せになつてくるような気がしますが、それは次の機会にいろいろお尋ねしたいと思つてゐるのです。

もう一つお尋ねしたいのは、この経理区分の問題なんです。食料特別会計がどんぶり勘定になつており、そうしてそれが非常に不評を買つた。国会などでもいろいろ追及されて、不評を買つたので、その食料特別会計をも少しはつきり合理化させよう、こういう見地から、この経理区分というものをされて、国内産の米、麦、輸入食糧、農産物等調整勘定、業務勘定というようにお分けになつたと思つたのですが、こゝろの結果は、食料特別会計の運用上非常に窮屈になつてきて、その結果、特に国内の米、麦というふうに分けることによって、今後コスト主義を貫く一つの足がかりになるのではないかと、結局は、米についていえば、生産者と消費者にしま寄せするということになる。また、麦については、生産者の買入れ価格を下げるということを実質的に行わせるようになる

ており、今回の改正法案でも、さうな趣旨を取り入れた経理区分に実になつております。従ひまして、農産物は、これは米麦とは違ひますのですが、一応非常に独立勘定の色彩も強い、一般会計の関連におきましても、他の勘定とは別の行き方になつております。米、麦、輸入食糧につきましても、それぞれ損益を調整するという別の特別の勘定を設けておるほどに、関連が深いといふことは認めておるわけでございます。従ひまして、国内麦、あるいは国内米、そういつたようなものにつきましても、物別に今後収支を明らかにいたしますけれども、同時に、当然にそこで収支というものを独立に考えるといふまでは、実は考えておりません。国内米は国内米、国内麦は国内麦といふことで、それぞれコストを考え、それに応じた価格といふことになるわけでございます。それよりけれども、こゝろふりには、実は考えていないわけでありまして、国内麦、米、輸入食糧、それぞれを相互勘定して処理する、ただ、相互勘定して処理する場合には、従来のような勘定では、たとへば輸入食糧の益がどういふふうに使われるか、あるいは国内麦の損がどういふふうに使われるか、明瞭でない。はなはだしきに至りましては、澱粉の買上げの損を補てんするため、内地米の消費者価格を上げるのではないかと、こゝろいつたような御心配も出てくるようなわけになりますので、そゝろいふことはいたさないといふような範囲で、一つ経理区分を案は考へて、今回御審議願ひますような改正法案にいたしましたやうなわけでありまして、

○政府委員(小倉武一君) 経理区分の趣旨が、区分に応じまして、国内米、国内麦等を別々にその収支、損益を明らかにするといふことが眼目でありま。直接にそれによつて基本政策自体を左右するといふつもりはございません。従来、いろいろ国内米のコストなり、その他について議論がございまして、制度上お答えする実はずはなつていなかつたわけでありまして、實際問題として、二、三年来、勘定区分をある程度やつておるというだけでありました、われわれは法律上の何といふんです、要請に基いて実はやつておるものではございません。そゝろいふことでは困る、そゝろいふことでは特別会計がいかにもふしだらな、かえつて印象を与えるといふことではあります、こゝろのことが第一眼目でありまして、出た結果、すなわち、経理区分をした結果による経理の実情を政策にどう反映していくかといふことは、別にまたこれはお考え願ひことになるのであります、経理区分と当然に特別会計の運用全体、あるいは食糧管理政策の持つていき方自体について既定観念があつて、それと結びつけておるというわけではございません。

○小山長夫君 この際前の国会に関連したことで、一つ食糧庁の長官にお伺いをしておきたいと思ひます。それは、ただいまも説明の中に輸入食糧の問題についてのお話がございまして、それに関連した黄粟米の処分でありまして、昨年の二月十一万七千トンくらいの在庫量があつて、この問題に対する農林省としての処分の方法、並びに国庫に与える損失の見込み等についても当時お尋ねをいたしました、資料も出していただきました。そのときに農林省としては私の質問に答へられまして、国になるべく与える損害を軽減にいたすように努力をいたしたまはし、こゝろいふ約束をしていただいたのであります、その後経過はどういふ工合になつてゐるか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 今お話にございまして、たしか当時十一万七千トン余りの在庫があつたわけでありまして、大蔵委員会におかれまして、できるだけ国損の少くなるやうに早く黄粟米を処分すべしという御質問があつたかと存じております。その後経過を御説明いたしますと、黄粟米の質によつて区分をして、それによつてできるだけ損のないやうに処理をするといふ方針であるといふことは、当時からも申し上げておつたわけでありまして、そゝろいふ方針に基きまして、昨年の二月から最近まで処理いたしましたものを申し上げますと、約七万三千四百トン余り程度を処分いたしております。従ひまして、この二月の初めには在庫は四万四千トンといふことになつております。処分いたしましたお

○小林孝平君 私は、今のこの調整資金の問題については、いろいろお尋ねしたいと思つたのですが、きょうは時間の関係でやらなかつたのですが、いずれにしても、この百五十億というのは、大抵一年分なんですね。赤字補てんの一年分しかないわけなんです。しかも、大蔵省はこれは赤字の補てんと言わないで、資金と言つてゐるのですから、その点がいかにおっしゃつても、どうもこれは計画性がないうるな気がします。また、計画性がないうるな気がなく、食料特別会計というものは非常に窮屈になつて、だんだんそれが生産者、消費者にしま寄せになつてくるような気がしますが、それは次の機会にいろいろお尋ねしたいと思つてゐるのです。

もう一つお尋ねしたいのは、この経理区分の問題なんです。食料特別会計がどんぶり勘定になつており、そうしてそれが非常に不評を買つた。国会などでもいろいろ追及されて、不評を買つたので、その食料特別会計をも少しはつきり合理化させよう、こういう見地から、この経理区分というものをされて、国内産の米、麦、輸入食糧、農産物等調整勘定、業務勘定というようにお分けになつたと思つたのですが、こゝろの結果は、食料特別会計の運用上非常に窮屈になつてきて、その結果、特に国内の米、麦というふうに分けることによって、今後コスト主義を貫く一つの足がかりになるのではないかと、結局は、米についていえば、生産者と消費者にしま寄せするということになる。また、麦については、生産者の買入れ価格を下げるということを実質的に行わせるようになる

ており、今回の改正法案でも、さうな趣旨を取り入れた経理区分に実になつております。従ひまして、農産物は、これは米麦とは違ひますのですが、一応非常に独立勘定の色彩も強い、一般会計の関連におきましても、他の勘定とは別の行き方になつております。米、麦、輸入食糧につきましても、それぞれ損益を調整するという別の特別の勘定を設けておるほどに、関連が深いといふことは認めておるわけでございます。従ひまして、国内麦、あるいは国内米、そういつたようなものにつきましても、物別に今後収支を明らかにいたしますけれども、同時に、当然にそこで収支というものを独立に考えるといふまでは、実は考えておりません。国内米は国内米、国内麦は国内麦といふことで、それぞれコストを考え、それに応じた価格といふことになるわけでございます。それよりけれども、こゝろふりには、実は考えていないわけでありまして、国内麦、米、輸入食糧、それぞれを相互勘定して処理する、ただ、相互勘定して処理する場合には、従来のような勘定では、たとへば輸入食糧の益がどういふふうに使われるか、あるいは国内麦の損がどういふふうに使われるか、明瞭でない。はなはだしきに至りましては、澱粉の買上げの損を補てんするため、内地米の消費者価格を上げるのではないかと、こゝろいつたような御心配も出てくるようなわけになりますので、そゝろいふことはいたさないといふような範囲で、一つ経理区分を案は考へて、今回御審議願ひますような改正法案にいたしましたやうなわけでありまして、

○政府委員(小倉武一君) 経理区分の趣旨が、区分に応じまして、国内米、国内麦等を別々にその収支、損益を明らかにするといふことが眼目でありま。直接にそれによつて基本政策自体を左右するといふつもりはございません。従来、いろいろ国内米のコストなり、その他について議論がございまして、制度上お答えする実はずはなつていなかつたわけでありまして、實際問題として、二、三年来、勘定区分をある程度やつておるというだけでありました、われわれは法律上の何といふんです、要請に基いて実はやつておるものではございません。そゝろいふことでは困る、そゝろいふことでは特別会計がいかにもふしだらな、かえつて印象を与えるといふことではあります、こゝろのことが第一眼目でありまして、出た結果、すなわち、経理区分をした結果による経理の実情を政策にどう反映していくかといふことは、別にまたこれはお考え願ひことになるのであります、経理区分と当然に特別会計の運用全体、あるいは食糧管理政策の持つていき方自体について既定観念があつて、それと結びつけておるというわけではございません。

○小山長夫君 この際前の国会に関連したことで、一つ食糧庁の長官にお伺いをしておきたいと思ひます。それは、ただいまも説明の中に輸入食糧の問題についてのお話がございまして、それに関連した黄粟米の処分でありまして、昨年の二月十一万七千トンくらいの在庫量があつて、この問題に対する農林省としての処分の方法、並びに国庫に与える損失の見込み等についても当時お尋ねをいたしました、資料も出していただきました。そのときに農林省としては私の質問に答へられまして、国になるべく与える損害を軽減にいたすように努力をいたしたまはし、こゝろいふ約束をしていただいたのであります、その後経過はどういふ工合になつてゐるか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 今お話にございまして、たしか当時十一万七千トン余りの在庫があつたわけでありまして、大蔵委員会におかれまして、できるだけ国損の少くなるやうに早く黄粟米を処分すべしという御質問があつたかと存じております。その後経過を御説明いたしますと、黄粟米の質によつて区分をして、それによつてできるだけ損のないやうに処理をするといふ方針であるといふことは、当時からも申し上げておつたわけでありまして、そゝろいふ方針に基きまして、昨年の二月から最近まで処理いたしましたものを申し上げますと、約七万三千四百トン余り程度を処分いたしております。従ひまして、この二月の初めには在庫は四万四千トンといふことになつております。処分いたしましたお

用ののり、それからアルコールでございます。現在でございます四万四千トンにつきましては、大部分が品質が悪いものでございまして、これは工業用アルコールに回すことにいたしております。通産省の關係のアルコール専売業用のアルコールでございまして、そこに大量処分して、一部は飲用アルコールになるかと思ひますが、そういうことで今後ば一年と申しますか、今曆年度内には全部の処理がつくというつもりでおります。

○栗山眞夫君 今曆年度内といひますと、三十三年度といふ意味ですか。

○政府委員(小倉武一君) さうでございます。

○栗山眞夫君 大体処分の内容はわかりましたが、その七万三千四百トン、処分済みのものについて簿価と処分価格、それから實際国が受けた損失はどのくらいになっておりますか。

○政府委員(小倉武一君) ここで今詳細の資料は持っておりませんのですが、食品加工用につきましては、これは準内地米でございまして六万七千円程度、それから普通の外米ですと五万一千八百円程度でございまして、従ひまして、この価格は取得価格と比べまして特に安い価格ではないと存じます。ただ買つて以来相当の日月を経過しておりますので、損は金利、倉敷が損というふうになります。それから飲用アルコールは大体五万四千円足らずでございまして、食品加工については高く処分ができておるのであります。一番安いのは工業用のアルコールでございまして、これは最近の処分の価格は二万四千円というところになっておりまして、これは相当の損ということになるわけであ

ります。この七万三千四百トンだけの損を特に区分しておるものではございせんが、当初から今日まで、あるいはさらに全部処分するといふ前提に立ちまして見ました場合には、約五十億程度の損を見込まれるのであります。それは買入れ価格と処分価格の差のほかに金利、倉敷等を見ているのでございまして。大体お尋ねのところに当ります。三十二年のこの七万三千四百トン、これに相当する正確な数字は今持つておりませんが、大体十億程度でなからうか、こう存じております。

○栗山眞夫君 そうしますと、このたゞいま法案に出ている食糧特別会計の百五十億の資金措置をするといふのですが、今のうちに五十億三十二年三十三年度で赤字が出るということになりますと、その赤字はやはり今の百五十億の中で補てんされることになりま

か。

○政府委員(小倉武一君) 全体くるめて五十億というふうに見ておるわけでありまして、そのうち約四十億は三十二年まで処理できておるわけでありまして、従ひまして、あとの十億程度が会計年度からいつた場合の三十二年年度の損になるのではないかと今うに考へております。従ひまして、この三十二年で処理されるものは大体十億見当ではなからうか、こう存じておるのであります。三十三年で処分するものがありますから、三十三年に損が持ち越すものも当然あるはずということになりますけれども、大体現在持つておりますものにつきましては、今後の処分の方針をきめておりますので、その処分先に応じた価格でもって本年度の決算をすると、在庫評価をそ

れだけ引き下げるといふことで、黄変米の損は三十三年度には出ないで済む、非常に異常な変更がありますれば別でございまして、ほぼ三十三年度で黄変米の損は出ないで済むように三十三年度できりをつけたいと、こういふふうな方針でいきたいと思つております。

○栗山眞夫君 そうしますと、今あなたのおっしゃった赤字五十億といふのは、十一万七千トン、昨年の二月末在庫に對應するものではないわけですか。

○政府委員(小倉武一君) さうでございます。そももから全体の処分済みまでの総計を一応入れたら全体の損の見込みであります。

○栗山眞夫君 それから昨年も私問題にしたのですが、これは倉敷料を毎年払つておりますが、それはどのくらいに減つたわけでありまして、年間にしまして、今までの処分済みのものについては。

○政府委員(小倉武一君) 年間にいたしますと、約三億余りが保管料ということになると思ひます。一年分であり

ます。

○栗山眞夫君 それは十一万七千トンに對してでしょうか。

○政府委員(小倉武一君) 十一万七千トン内外のものです。初めは十五万トンでありましたから、だんだん減つて参りますから、正確に申しますと、少しづつ減つて参るわけでありまして、十萬トン内外あるときの金利、倉敷の保管といふような見当で、この場合の倉敷料の見当であります。

○栗山眞夫君 そうしますと、大づかみに見てですね、これから四万四千ト

ンが三十三年度内に処分されるとして、最大限これから残つておる倉敷料といふのは一億四千万と見ていいですか。要するに三億円の三分の一です

ね。

○政府委員(小倉武一君) 大見当としてはさういふことかと思ひます。

○栗山眞夫君 二十六国会のときの農林省のわれわれに對する約束は、四萬トン程度のものについては一年以内、総額については二年以内で処分を完了しましうと、こういう約束をいた

だいていたわけですか。今の御答弁ですと、大体約束の通り努力をしておられ

ることは私もよくわかりました。もうはつきり不良品とわかつてしまつたものは、これは相手のあることですか。無理に押しつけるわけにはいかな

いでしょうけれども、在庫に損失を与えないように一刻も早く処分を完了されることを強く要望しておきたいと思

ひます。

○杉山昌作君 この特別会計の方で今度勘定を六つ作つたわけですか。これは

先ほど食糧庁長官のお話もあつたように、従来は食糧特別会計で非常に赤字がある、それはどんぶり勘定で、どう

いうわけできたらかわからないので、その経過をはつきりするためにそれぞ

れの勘定を設けた、まあこゝろいふうなことを思ひます。ところがですね、この各勘定を設けて、それで収支損益の事態を明らかにするといふのは、明らかにすることだけが目的ではないので、明らかにしたその損失の補てんに關連して、こゝろいふ理由でできた損失はこれは当然一般会計で補てんする、こゝろいふ理由でできた損失は一般会計での補てんはおかしいじやな

いか、こゝろいふ補てんに關連させての考え方であつたと思ひます。そこでこの規則を見ますと、農産物安定勘定の損益は、これはその勘定自身の積み立てをしたり、積立金をくずすこと

で、そこだけで始末をしておる。それから一番大きいのは、三つの食糧管理勘定ですが、その損失はこれを調整勘定でやる。そすると、その調整勘定の最後のしりは、先ほど申し上げたやうな今度作る資金でプラスマイナスでやれといふことになっておりますので

すが、ところがこれは考へてみますと、農産物安定勘定といふのは、これはまあ行政的なものと従来言われてきたわけですか。それから食糧管理勘定に關するやうなものは、これはまあ事業損失といふやうなことで従来考へられ

てきたわけですか。この行政的なものから出てきた損失といふものは、これはその勘定の積立金でやれといふことな

るんですが、むしろこれらこそ行政的な意味から出てきた損失ならば、行政費として一般会計にさつと持つてい

ばいい。それから食糧勘定なんといふのは事業勘定だから、その損益を、百五十億四角足りなければその資金をふや

すという問題も起きてくるかもしれない。そ

ういふやうに簡単に持つていけるようにしておるのは逆じゃないかと思ひます。これはどういふやうな状態になつておりますか。

○政府委員(小倉武一君) 農産物等安定勘定と米麦等の食糧管理勘定との損益の処理の仕方が違ふことに關連してのお尋ねでございまして、まず農産物安定勘定の損益の処理でござい

ますが、これは米麦とは同じ食糧管理特別会計で買つたり売つたりする操作は似

ておりますけれども、目的が違つておるわけでありまして、これは米麦の損と混淆すべき性質のものではないといふことが一つでございます。それからお話もございましたように、農産物等安定勘定は、これは狭義のと申しますか、米麦等とは違つたさらに狭い意味での農業政策的な色彩が非常に強い、こゝろのこと、この損は一般会計と

じかに関連をつけて、それで処理をするということにまあいたした方が適當だといふことでござつたのであります。従つて損があれば一般会計から補てんをするという建前にいたしましたのであります。ただし、論理的に申しますと、形式的に申しますと、益が出る場合もこれはあり得るということ、その場合には積み立てるということにしないでございまして、そのことは必ずしも自前で当然やるべきであるといふわけではございません。

それから米麦等につきましては、これは御承知の通りでございますが、それぞれ価格についてもバランスをとらなければならぬ。特に販売価格についてはバランスをとらなければならぬといふような関係がありまして、それぞ

れの勘定だけの収支でもって販売価格をきめていくというわけにも参りませんし、またこれまでの経過もございまして、損益は一応調整勘定というところ、いわばブールしてみること、ことが必要ではないかといふことで、調整勘定を設けました。ただし、損がすでに三十二年度でも見込まれますし、三十三年度の予算でも損が見込まれておりますので、そのまゝそれを放任しておくといふのは、特別会計といふことだけを考へても不健全でござい

ますので、他方の必要でもって設置されます調整資金、これが場合によつては損の補てんのために取りくずしができると、こゝろふりうな仕組みにいたしたわけでありまして。

○杉山昌作君　そうすると、まあ私の考え方が逆なん、農産物安定勘定はその勘定だけで始末するように書いてあるんだが、一応こゝろ書いてあるので、大体これは損失が多くて、積立金でさういふようなことは、一応は考えられるが、そのときは行政費とも考えるべきものでござつたので、そのように考へて、補てんを別途してあらうのだと、こゝろいふようなことを考へてこゝろやつておると、こゝろ意味でございませうか。

○政府委員(小倉武一君)　さうでございます。

○杉山昌作君　わかりました。そうしますと、これはこまかい問題ですが、農産物検査の費用は業務勘定に入つておる、しかもそれは調整勘定に入つてしまふのですが、むしろこれらこそは今の農産物安定勘定と同じように、行政費と同じように考へて、一般会計にすなおに切りかえをするといふのがほんとうじゃないですか。

○政府委員(小倉武一君)　この業務勘定の取扱ひについては、根本的に、お話をいろいろいふことは御議論があり得ると思ひますし、また特別会計の諸経費のうち特別のもの是一般会計が負担すべしという御議論もかねてありましたが、こゝろも関連をいたしまして、取扱ひは非常にむづかしいわけでありまして、私どももいたしまして、今御提案をいたしておりますもの、考へ方は、業務勘定といふのは、それ

自身としては特別の収入は生まない、もちろん検査につきましては、米以外の国内の産物、農産物あるいは麦につきましては、検査料の収入がございまして、これはごくわずかでございまして、業務勘定全体のものを取り扱ひはどの収入にはなりません。従いまして、ほとんど大部分は他の事業勘定からそれぞれ分担をして金を出してあらうといふことで、いきなり一般会計といふことでなくて、各事業勘定に業務勘定が必要とする金を出してあらうと、損益のしりばは各事業勘定でやる。

従いまして、業務勘定は普通計画通りいきますれば、大体は収支とんとんになるところだ。ただこゝろ便宜上のこととがありまして、倉庫とか、そゝろいう固定資産に属するものを処理することにしたしておりますから、そゝろいうものの償却といふようなものが將來ありますれば、そゝろいうこともありまして、あるいは火事で燃えるといふことの損といふこともありまして、そゝろいうことの損が特に出る場合がある。その他の日常のものは大体各勘定に振りわけて収支とんとんでいける。こゝろいふことで、特に一般会計に直接御迷惑をかける必要もなからうといふことで、実際の運用を考へておるわけでありまして。

○杉山昌作君　わかりました。

○委員長(河野謙三君)　両案に対する残余の質疑は後日に譲り、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十一分散会

三月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、補助金等の臨時特例等に関する

法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月三日)

一、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月三日)

一、食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(予備審査のための付託は二月三日)

一、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十一日)

昭和三十三年三月二十八日印刷

昭和三十三年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局